

静岡県告示第326号

静岡県から清水港内に係る公有水面埋立免許に係る埋立地用途変更申請書の提出があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第2項において準用する同法3条第1項の規定に基づき告示する。

なお、関係図書を告示の日から起算して3週間、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市経済局海洋政策部B X推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月15日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木 康友

1 出願人

- (1) 住 所 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
- (2) 氏 名 静岡県
- (3) 代表者 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

2 埋立地の位置

静岡県静岡市清水区三保字貝島4025-16及び4025-17地先の公有水面

3 埋立地の用途

免 許 用 途 護岸敷（0.5ha）、港湾関連用地（1.7ha）、製造業用地（2.1ha）、道路敷（1.5ha）
変更申請用途 護岸敷（0.1ha）、港湾関連用地（4.3ha）、埠頭用地（0.6ha）、道路敷（0.2ha）、岸壁敷（0.5ha）

4 変更申請年月日

令和7年3月24日